

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
菊川市	横地地区	令和4年3月15日	令和6年3月4日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	236.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	151.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	118.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	58.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	36.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	53.4ha
(備考) その他情報(耕地面積に対する割合) 荒廃農地 9.2ha(3.9%) 田 116.4ha(49.3%)(うち荒廃農地 2.2ha/田面積に対する割合 1.9%) 畑 119.9ha(50.7%)(うち荒廃農地 7.0ha/畑面積に対する割合 5.8%) 耕地面積:令和3年9月1日時点農地台帳 荒廃農地面積:令和2年度荒廃農地の解消状況に関する調査	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・ 後継者不足、担い手の高齢化が深刻化している。 ・ 茶価が低迷している。安定した収入を確保するうえで、後継者の育成を考えなくてはならない。 ・ 大規模生産者への集約が進んでいる。 ・ 機械化が進む大きなほ場は借り手がいるが、機械の入りにくいほ場や区画の小さなほ場は借り手がいなくなっている。 ・ 農地の借り手がバラバラでまとまっていない地域と、借り手がまとまっている地域とがある。 ・ 茶畑の管理が難しい。 ・ 荒廃農地の増加が著しい。 ・ 農地の荒廃により畑へ入っていけない農地がある。 ・ 非農地にするためには、地主へ非農地にする定義を示して、考えを聞く必要がある。 ・ 茶、米以外にも、地域に適した作物への転換、採算の取れる儲かる農業を考える必要がある。 ・ 今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多い。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・横地地区の耕作可能な農地利用については、水田や畑は、中心経営体である認定農業法人や認定農業者25経営体、主として今後拡大意向のある10経営体を中心となって担っていく。
- ・茶畑は中心経営体である認定農業者20経営体、主として今後拡大意向のある3経営体を中心となって担っていく。
- ・そのほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者については、現在の担い手との調整を図りながら受け入れを進めていくことで対応していく。

- ・奥横地地域の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体及び地域の担い手が担っていく。
- ・また、新たな担い手の受け入れも検討していく。また、地域の多面的機能支払い交付金活用団体による農地の管理を進めていく。

- ・三沢地域の茶畑の利用については、中心経営体である地域の認定農業者2経営体及び地域外の認定農業者2経営体を中心に担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者について、現在の担い手との調整を図りながら受け入れを進めていくことで対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

- ・貸付け等の意向が確認された農地は、1,044筆、666,882㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

- ・経営の拡大を図る中心経営体及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に対しては、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地の集積、集約を促す。
- ・関係機関が連携し、農地中間管理事業の促進を図るため、機構に対し情報提供と事業の協力を行う。
- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、中心経営体への貸付を進めていく。

基盤整備への取組方針

- ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の活用を検討していく。

新規・特産化作物の導入方針

- ・経営の安定化を図るため、野菜等の収益性が高く、地域の環境に適する作物への転換、裏作の導入などの取り組みを進める。

注: 「人・農地プラン」とは、農業者が今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針について話し合った結果をまとめたものです。将来方針にある事業の実施については、市の方針として決定されたものではなく、今後、地域住民・事業者・行政が連携して検証・検討を行います。